

第1回神戸市会活性化に向けた改革検討会

- 日時** 平成23年7月4日（月） 15時1分～16時38分
- 場所** 27階第2委員会室
- 参加者** 安井俊彦 議長（座長），池田りんたろう 副議長
（民主党）前島浩一 団長，崎元祐治 幹事長
（自由民主党）安達和彦 団長，守屋隆司 幹事長
（公明党）吉田謙治 団長，大澤和士 幹事長
（日本共産党）松本のり子 団長，金沢はるみ 幹事長
（みんなの党）高山晃一 代表兼幹事長，かわなみ忠一 副幹事長
（自民党神戸）大野 一 団長，梅田幸広 幹事長
（新社会党）あわはら富夫 幹事長
（住民投票☆市民力）林 英夫 幹事長
- 議題** (1) 設置要綱について
(2) 検討項目について
(3) 今後の予定について

議事録（要旨）

1. 民主党，自由民主党，公明党，神戸新聞社，朝日新聞社からの写真撮影の申し出及びNHK，サンテレビからのビデオ撮りの申し出を許可するとともに，事務局が記録用に写真撮影を行う旨を報告した。

また，定席表を配布し，了承を得た。

2. 協議事項1，設置要綱について，第3条第6項を「部会は非公開とすることができる。」と改めた。

また，発言順は，交渉会派からとすることを確認した。

なお，その際，次のような発言があった。

（金沢議員）部会を置くことはいいと思うが，第3条第6項で非公開となっており，できるだけ活性化に向けた検討会，部会も含めて公開をして市民の皆さんに審議内容を見ていただくのが基本ではないかと思う。初めから非公開にされているのはいかがなものか。

（かわなみ議員）非公開であるという点に関して，みんなの党も同意見であり，公開にすべきだと考えている。

（大野議員）基本的には，本検討会の中で議論を進めるのが筋だと思っている。部会をつくるということ自身，疑問視している。ただ，質問の中で感じたことを言うと，我々の自由な発言という意味では，公開ができないような発言も必要なきもあるであろうし，あるいは，プライバシーの話がしっかりと奥底まで話をすれば出てくることもあるであろうし，これらのことを考えると，非公開の部分をもっておくことは必要なこと。基本的には検討会で話を進めていくと，ただ，細部にわたるような非常に奥の深い話をするときには非公開の必要性もあるということでこの要綱案でいいと思う。

（前島議員）部会を設けること自体が，それなりに全体会とは違う意味合いを持っているのではないか。例えば，政務調査費を議論したときに幹事長会を開いてやってきたときも，かなり突っ

込んだ議論をしてきた経緯があった。すべて公開となると正直、生々しい現実的な話も出てくよ
うということもあって非公開的な対応で、しかし、結果としてはきちんと提示をして皆さんのご
承認をいただいたという過去の経緯もあった。今回の場合は、全体会としてきちんと検討会を設
けようと、その中に言うなれば、作業部会ということであろうと思うが、細かいいろんな議論を
するに当たっては、交渉会派のメンバーが腹を割って話し合うことも必要である。こういうこと
から考えると、そのときの内容を逐一、全部公開というよりは、議論を深めやすい環境をつくり
ながら、一方で、最終的な結論は、検討会の場に、公開の場にあらわしていくと。それまでの経
過・過程については、お互いに議論を深めていただくという思いもあって、結果はきちんと公開
するけれども、途中経過は、大いに議論を深めていただくためには非公開でいいのではないか。
要綱では、原則として非公開という表現で、公開をした方がいいと思うのは公開で、非公開の方
がしやすい分は非公開で、幅を持たしたらどうか。

(吉田謙治議員) 表現の問題はあるが、何が何でも非公開にしないといけないことはない。これ
からどんな議論になるか予測はつかないが、他都市の事例を議論するとか、学識経験者の論説を
議論する話になると、別に批判をするわけではないが、そういうことが公開の場で言っているの
かということが出てくる可能性もある。これも議会改革の重要なポイントの1つだと思っている。
我々の発言については、国会議員のように免責がない。かつて債権放棄の議論のときに訴えるぞ
と言われて、どうして議会の発言について、私が裁判の被告になるようなことを言わないといけ
ないのかと、まさに議員の自由な活動を制約するようなものだと思うが、残念ながらそういう特
権がない。ここでいろんな議論をしていて、そのことについての自由な討議を考えると、何か批
判をしたら名誉を傷つけられたとか、あるいはそういう議論はいかなるものかみたいなことで批
判をまともに受けてしまうケースも全くないとは言えない。そういう制約の下で我々地方議員が
おり、議論をしないといけないとなるので、あらかじめ非公開ですと決める必要もないと思う。
前条の検討会そのものも非公開とすることができると書いている。内容によっては、部会におい
ても非公開にしようと、当然皆さんの同意の上での話であるので、非公開にすることができると
いう表現でもいいのではないか。ただ、市民の皆さんに対して、隠し事をして議論をするという
趣旨では決してない。しかし、一方で責任を問われる危険性もある。公表・公開をすることによ
って傷つけてしまうこともあり得ないわけではないので、そのところは皆さんと相談しながら、
座長・副座長の判断でお決めいただいたらと思っている。

(金沢議員) 政務調査費の議論のときにも非公開であったということで、そこに出ていた者の思
いとかで報告をされるということもあり、100%正確な情報が議員に伝わるかということもある。
非公開という部分があると、市民的な目線からすると、大事なことは非公開のところを決めてし
まうのではないかと、そういう目で見られる部分もある。吉田先生の言われたことも十分理解で
きるがそういう部分はできるだけ少なくしておいて、やはりオープンな、せっかく議会の改革を
していこうということなので、できるだけオープンな議論を闘わせていくことが大事。もちろん、
非公開な部分も出てくるかもしれないので、この部分については先ほど言われた文言に変えてい
ただけたらと思う。

(前島議員) 例え部会が非公開であっても全体会のある検討会で決めていこうということなので、
部会で決定はできない。政務調査費の話があったが、それは会派を代表して出られた幹事長なり
が、正しく会派に伝えてなかった結果ではないか。これも要点筆記がベースになっているので、
お互いに理解の仕方が違うかもしれない。基本はお互い確認した内容についてそれを理解してい

こうということなので、そういう意味でいえば、別に作業部会は非公開でもあり得ると。ただし、全部完全に非公開でなければいけないとは思わないので、原則非公開でどうかとご提案申し上げた。

（安達議員）共産党が先ほど言われたのは、政務調査費ではなくて費用弁償の時のことだと思うが、それはやはり会派内での連絡不徹底の話であって、だからといってそれを持ち込まれても困る。全体の検討会は公開が決まっている。今、共産党も言われたように非公開にしなければいけない可能性もあると言及されているので、原則非公開としてはどうか。

（松本のり子議員）公明党や民主党の話聞いていても、必ずしも部会を非公開にする必要もないということなので、この市会活性化に向けた改革検討会が今日から始まり、これだけ大勢の傍聴者やマスコミの方がおられるという意味では、部会も原則公開を望む。

（高山議員）神戸市会活性化に向けた改革検討会の趣旨説明がかつてあったが、その中に、市民の「疑念を放置すれば、議会など無くてもよいとする極論まで現れかねず、議会の機能や役割を強化しなければならない」との説明がある。公明党から発議があったので私たちが細かく言うことはないが、そこに問題意識を大きく感じてこの検討会を発議されたのだから、市民の疑念という点で検討会ができたという経緯をたどれば、公開が基本と感じる。

（あわはら議員）オブザーバーがどういう立場で物を言ったらいいのかという根本のところはあるが、今みたいな議論の場で、オブザーバーもどんどん手を挙げて発言できるようにしてほしい。今の話だが、みんなの党からもあったが、なぜ議会改革をするようになったかという、議会に対する市民の信頼性をどう獲得していくのかというのが一番大きな内容だと思う。基本的には公開で市民の思いをどう担保するかも検討会を進める上での基本姿勢だと思う。その基本姿勢に立つならば、部会公開を担保してほしい。それと要綱の3条でオブザーバーが参加できない仕組みになっている。部会にもオブザーバーが参加できるようにしていただきたい。

（安井座長）共産党から提議されたのは、部会の非公開についてで、オブザーバーの件は分けさせてもらう。まず、部会の方だが、大勢として非公開と限定するのではなく、部会は公開することができるという形でまとめて、その部会によって公開・非公開、ただし原則公開という形でとりまとめすることができるのでないかと思うが、どうか。

（守屋議員）原則非公開の中で公開することができるとしないと、それはおかしいのではないか。

（「異議あり」「異議なし」の声あり）

（安井座長）異議あり、異議なしとなると多数決ということになる。できるだけまとめたいが。

（吉田謙治議員）原則をどちらに取るかというのは、確かにそう簡単に看過できない問題かもしれないが、どちらにしても具体的に議論すべき対象によっては、すべての人が聞いてどうかという問題もあると思う。そういうときは皆さんに諮って決めることなので、最初に非公開と決めると、どんな場合も非公開になってしまうわけだから、それは座長中心に検討いただいて、このテーマなら非公開と具体的話で検討しないとよくわからない話だと思う。私は、原則どちらでも構わないが実態的には非公開とする場合があるということは、共通の認識としてあると思う。全部100%公開というのは、我々に都合が悪いという話ではなく、第三者に対して極端に言えば名誉毀損と言われても困るわけだから、そういうたぐいの議論は非公開にした方がお互いいいのではないか。そういう部分で遠慮しながらやっていたのでは議論にならない。そういう認識で決めたらいいのではないか。

（安井座長）例えば、部会は非公開にすることができると改めて、そのテーマ・内容についても

し部会が設けられればそういうことにしていくということでまとめさせていただきたいと思うがどうか。

(松本のり子議員) 公開・非公開は座長が考えて決めるのか。

(安井座長) その内部で討議しないとイケない。

(松本のり子議員) 内部というのはここか。

(安井座長) 部会ができ上がったら、その部会でやるということになると思う。

(林議員) 非公開の場合に、例えば議事録を精査して検討会上げるとか、議事録の件についてはどういう手続になるのか。

(安井座長) それも部会で検討してもらうことになる。それでは、そういうふうにまとめさせてもらう。次に、オブザーバーの件について、あわはらさんから意見があったが、その件についてはいかがか。

(事務局) オブザーバーについては、第3条7項に「前条第5項から第7項の規定は、部会にこれを準用する。」となっている。前条5項では「非交渉会派の代表者及びいずれの会派にも属さない議員は、オブザーバーとして会議に出席することができる。」となっているので、部会にも出席可能である。

(あわはら議員) 我々の発言だが、交渉会派世話人会のときにも議論になったが、交渉会派の議論が終わってから座長からオブザーバーの意見を求められて発言をするという、議運はそういう形態になっているが、この場合は議会全体で議会改革をどうやっていくのかということなので順序とかなしに積極的に発言をさせていただきたいと思うが。

(守屋議員) 自由民主党であれば、14名の代表で来ている。オブザーバーの方には申し訳ないが、交渉会派の議論が終わった後に、指名いただくのが順当ではないかと思う。

(あわはら議員) それぞれ会派を代表している。今回の議会改革は、全員が一致して議会改革を行っていこうというのが原則の考え方。10何人を代表しての2人と2人を代表しての1人を一緒にするなということをやったらみんな一緒ではないか。8人を代表しているところもある。そういう言い方は非常に問題があり、むしろ積極的にどうやって議会改革をしていこうかということだから、会派でこういう思いがある、こういう勉強会をしてきた、こういうことをしてほしいという提案を自由にできるようにしてほしい。その場で議論したいこともある。一通り議論が終わってから、最初に議論を蒸し返すような議論もできない。その場でその意見に対して私の意見もあるので、自由に討議できるようにさせていただきたい。

(前島議員) 議運の運営はしっかりとしたルールがあって運営されている。この問題は、議会全体で取り上げる問題だからと言われるが、議運だって議会全体のことについて議論をして決めていく場である。基本的には議会には交渉会派・非交渉会派というルールがあってできている。やはりルールの中で運営されているので、この運営についてもそういう理解をしていただいてそれに対応していただきたい。

(林議員) 発言順については、一定のルールを持ちながら適宜オブザーバーについても指名をしていただけると一番有難い。もう1点、社会通念的にオブザーバーは、発言権はあるが決定権はない、そういう理解でよいか。

(安井座長) そうなる。

(林議員) わかった。

(あわはら議員) 発言権があるので自由に発言をさせていただきたい。議会改革を議論している。

議会改革というのはこういうことも含めた改革。議員の思いが全員の議論の中で反映させてほしいというのは当然だと思う。多い会派、小さい会派と区別するのは議会改革にとって一番障害になるのではないか。

（松本のり子議員）市民に身近で開かれた神戸市会にするための検討会だと思う。69人の意見を本来ならばここでするのをこういう形になっている。お互いみんなが議論できるように、非交渉会派だからといって最後にというのではなく、同じように意見が言えるようになればいいと思う。机もひっつけたらいいと思う。

（大野議員）自由民主党は全部で21名おり、7名と14名に分かれている。私たちが会派を形成するとき、交渉会派の制度がないとすぐにばらばらになる。恐らく3つ4つとどんどんと分かれていく。会派というのはみんな我慢しながら1つの交渉能力というか、発言権のキープをしていこうという努力をしている。その中で14名もの多数をまとめあげている民主党や自由民主党には敬意を表している。会派の数というのはすごく大事なこと。市民の信託を受けている議員の数をできるだけたくさんまとめて、こういうテーブルの中で会派を代表して意見を持ってきているというのは、敬意を表していかないといけない。その中で、あわはら先生の言っている今回のテーマは違うのではないかというのは、実は全然違わない。議会を進めていくことと、神戸市の提案した議案を進めていくこととは全く一緒だと思う。真摯に1つ1つ同じスタイルでやっていく。今まで長年培ってきた議会のルール、すなわち交渉会派は何名以上とか。我々2人ずつ出させていただいており、悪平等ではないかと思っている。代表としてここに出てきており、それだけの後ろの人間の発言をしている。誰か言われたが、14人の人間の代表として出てきていると、それと2人の代表として出てきているのであれば、発言の時間も違う。でもそうではなく、一応平等にしよう。そういう意味では、後の方で意見を聞くという今までのルールに乗るのが本来だと思う。

（あわはら議員）何も採決権を平等にと主張はしていない。議会を活性化して市民の意見をいかに入れていく議会にするか、その思いは一緒だと思う。そういう思いの中でいろんな意見を出し合うことが大切ではないかと考えた場合に、例えば質疑時間みたいに大会派は何10分とする必要性は全くないし、本当は議員全員意見を聞いて議会改革を進めたらいいが、それは技術的に難しいから、ある意味では会派を代表した意見をそれぞれが持ち合って議論していこうというのが基本にある。69人を代表しているのがそれぞれの会派。その会派が意見を言うという立場の中では平等な扱いをして、より実りある議論を進めていくところのどこに問題があるのか。むしろ積極的にその意見を取り入れていったらいいわけだし、その意見に問題があれば反論して、より議論を積み重ねていいものになればいいわけである。議員間討論もこれから議題になってくると思う。そういう意味でも制限をすべきでないと思うがどうか。

（大野議員）一定のルールは必要というのはわかってもらえると思う。一定のルールの中で発言時間の問題もある。14人を代表している人は、私たちの7人の会派よりも2倍の言いたいことを持っている。だから会派の議員の数と発言時間の問題はルールとしてできている。でもそこまでは今回のケースについては言っていない。あわはら先生の言っているのは、交渉会派と非交渉会派で区別ができているというそこだけだと思う。交渉会派の部分はこれもルール。今まで議会の中で培われてきたルールの中で、非交渉会派の人たちの発言をどんどん受けていくと時間が幾らでも過ぎていく。幾らでも時間を費やしたらいいというレベルではない。これだけの項目があるのでコンパクトにまとめるべきことはまとめていかないといけない。そういう意味で、議論の中

に入るのではなく、自分の意見として言っていただくというスタイルで今まで進めている。そのルールでいいのではないか。

(吉田謙治議員) 実態的にどうなるかという、交渉会派から順番に意見を言って、最後にオブザーバーに意見を言っていただくということで、結論が出てからオブザーバーに意見を求めるということはないと思う。ただ、先ほどの交渉会派・非交渉会派の話は、これも議会改革の大きなテーマの1つだと思うが、議会が自分たちでいろんなことを決める、いわゆる自律権があるという、つまり行政から言われるのではなく、我々自身で議会の運営を決めていこうという、自律権がある。自律権がどういうところで基づいているのかという、選挙で選ばれた69名で構成しているから、民主性を担保しているから我々に自律権が与えられて、自分たちで考えて決めたらいいじゃないかと、そういう意味では交渉会派も非交渉会派もないと思う。69名の1人1人がいるからこそ自律権が与えられているのであって、それは当然尊重しなければいけない。では、何を決めるときに先ほどのルールも——例えば議会基本条例を決めるのであれば、この瞬間に交渉会派も非交渉会派もない。それぞれが賛成か反対かを決める。その手前に市会運営委員会があって市会運営委員会の申し合わせ事項の話は、我々の身分や議会活動の上で根本的に問題だという話は申し合わせだけで済ますことはできない。申し合わせのようなレベルの話は交渉会派・非交渉会派という一定程度、数を背景にした優先順位を設けた方がいろんなことを決める上で決めやすいのではないかと。ただ、本来、全会一致で決めた方がいいというのはある。そのレベルの問題については、スムーズに決めようとするれば多数が優先するというのも、あわはら先生も異論がないのではないかと。まして、検討会で何か出したところで、例えば議会基本条例は、最終的には本会議上で担保される話だし、意見を言っていただけるチャンスは検討会だけではなく議運でもある。ただ、数の多い少ないも無視できない問題ではないか。全体的にそういう理解をいただけたら、大きな対立にならないのではないかと。

(安井座長) 現状をみていただいたらわかるように、あわはら先生には今も自由に発言していただいている。ただ、今までのルールもあるので、それを踏まえて検討する。できるだけ今言われたことを心得て運営に努めたいので、この件については、この程度で収めていただきたい。

(あわはら議員) 座長にこちらの思いを受け止めていただき、できるだけ私たちにも議論できるようにお願いしたい。

(高山議員) 今回検討しようとするボリュームから考えると——月1・2回の開催として1年間20回くらいで本当に結論が出るのかと危惧している。部会を置くことができるということだが、作業部会という意味合いであれば、一方で大丈夫かなという気もする。部会を設けなくてみんなやっていこうという意見もあり、その辺はいかがか。

(安井座長) 今、皆さんに議論していただいているのは設置要綱案で、その要綱案で部会を設けることができるとなっている。この案を認めていただいたら、部会を1つにするのか2つにするのか、あるいはいらぬという意見も出てきてはいるが。

(高山議員) 置くことができるのでなしでもいいが、実務の作業を始めるときに、1個では無理だ2個、もっといるという議論になった場合に、この文章では複数置けないように読み取ったが。

(大野議員) 議長の部会のイメージとは、例えば検討項目のチェック機能の強化部会で1つ、市民参加の積極的な促進部会で2つ目を作ろうというイメージなのか。

(安井座長) そういうこともできると解釈していたが、そういう意味ではなかったのか。

(事務局) 部会は1つを考えている。

(安井座長) 事務局は1つという考え方だった。

(前島議員) 設置要綱3条に、実務的な研究・検討を行うためということで、私が作業部会と勝手に言ったが、別に部会そのものでもいいが、全体的な議論の経過の中で、作業部会的な実務検討の場があるとなったら開いたらよい。その必要がなければこの検討会で進めたらよい。そういうスタンスでやればよい。そういう解釈でいいのではないか。

(安井座長) 要綱案については、「部会は非公開とすることができる。」とこれだけ直すことにする。それでは、決定いただいた要綱に基づいて、今後、当検討会の運営を行っていく。

3. 協議事項2, 検討項目について、検討項目(案)(例示)で示された項目について各会派から意見を聴取した。(別紙のとおり)

また、各会派の意見を踏まえ、次回以降の検討会までに整理し、提示することを確認した。

4. 協議事項3, 今後の予定について、確認をした。

また、他都市への調査について、オブザーバーの参加を自費で認めることを確認した。

なお、その際、次のような発言があった。

(かわなみ議員) これだけのことをするのにこのペースでは絶対まともまらないと思う。部会を増やして、もっと多くの人数を巻き込んでやらないと、検討項目プラス各会派で言われたことを討議できないのではないか。この順番で討議するのであれば喫緊の問題として、まず最初に議会のコスト削減、議員給与について討議する場が必要であると考え。みんなの党は、選挙で受け取り拒否を宣言したので、この7月から受け取り拒否を宣言させていただく。

(吉田謙治議員) ここは宣言の場ではないので宣言はやめてほしい。回数は皆さんの協議によって、月2回ではなく、週2回でもいいと思う。ただ、みんなで一緒に話をするのに、私たちはこうすると言うのであれば、外してくださいという気になってしまう。あえて何うが、なぜ議会のコスト削減ありきなのか。削減の必要があれば削減すればいいが、通年議会になれば議会開催日数が圧倒的に増えるのでコストは上がるのではないか。コスト削減ありきであれば通年議会の議論をするのかしないのか、そういう話になるので宣言されたら困ると言った。主張として議会のコスト削減はいいが、それもみんなで議論をして、削減する必要があるれば何をどれくらい削減するのか、それが議員報酬なのか——実は議会費は議員報酬だけではない。政務調査員は、先ほど増やせという話があった。そうすると政務調査員の人件費をどうするのか、減らした方がいいかもしれないがそれは同時に議会の政務調査活動がダウンしていいのかということにもなる。市民の感覚、意見もあるから増やせばいいということではないが、いろんなことが同時にからんでくるので1年間くらい——1年間で区切る必要もないとは思いますが、延々とやるわけにはいかないの、ある程度、皆さんのコンセンサスが得られて条例という形でできればいいなど。勢い込んで宣言されると、これからスタートというときに困るので再考願いたい。

(かわなみ議員) それに関しては検討会のあり方を全く否定はしない。検討会はいろんな意見があって集約されていくものだと思う。しかし、議員報酬の削減は、市民にお示しをしてきたことなので、検討会とは別に議員1人1人の考えに基づいてやっていくことを考えている。検討会ではこういうことをどんどん議論することが必要だと思う。他都市の議員報酬を検討すると、神戸は非常に高い部類に入っていることは事実であり、検討会の中で一番の課題として真摯に議論していくことは当然必要なことだと考えている。

(前島議員) 交渉会派世話人会に高山議員が会派を代表して出席され、この検討会についても議論をした。その場でも議員報酬の話が高山議員から出て、なおかつ供託の話まで出た。そこで、

みんなで議会改革すべてについて検討していこうと、だから議会コストの問題も入っている。逆にコストが増える問題も含んでいるかもしれない。いろんなことを検討した上で一定の結論をみんなで出そうと決めていただいた。高山議員もわかったと返事をされた。だからこの検討会に参加すると言われた。こういう前提の中で同じ会派の中から、蒸し返すような意見が出ることも自体、非常に理解に苦しむ。みんなで知恵を出し合って議会改革をしていこうと言った以上は、みんなで議論を深め、最終的に議員報酬、議員定数など、すべての問題について結論を見出そうと言っているわけだから、そんなに拙速に選挙で言ったからしないといけなと言われてるのであれば、一緒に歩調を合わせてやろうとはなりにくい。もう一度再考をお願いしたい。

（安井座長）各議員、いろいろと約束してきている。みんなの党はそういうことを約束してお出になられたと。そのことと今議題にしている今後の予定については、関連があるようでない。このペースでは1年でできないという意見については、的を射ているのではないか。議論を戻して、事務局が立案したこのペースでやっていくことについてどうか。

（かわなみ議員）このスケジュールでは絶対に1年間ではいい議論ができない。例えば部会を4つぐらいに増やすとかしないと、ましてやこのペースの論議でやっていたら、これだけの課題に対応できない。

（安井座長）先生の言われる部会はこの会議のことか、それとも各項目に分ける部会のことか。

（かわなみ議員）私のイメージは、この検討会があって部会でもっと詰めた論議をし、それを検討会に上程していくという考え。

（安井座長）部会を作ることはできるが、まだ作ることも作らないとも決まってない。その段階でまた議論できると思う。

（かわなみ議員）ただ、この検討会でこのペースでやっていくと、これだけ骨太のことを討議していかないといけないのに1年でやり遂げるのは非常に難しいと思っている。

（吉田謙治議員）4回目の検討会で具体的にテーマが上がってくると思うので、そのときにどのくらいのインターバルでやるかというのは、また議論したらいいと思う。ただ部会を増やすのはいかなものかと思う。議論するテーマは相互に関連性があるので、この分野をだれかがやり、この分野をまた別の人がやると、その議論した内容を検討会のメンバーが聞いてというのは、逆に議論の深まりが難しいのではないかと。やはり原則はこの検討会が議論の場であり、お互い大変だが1年間は真剣に議論しよう。でないと、この場であっても言った言わないの話が出るのではないかと思う。部会でばらばら分けたら、だれが言ってどんな議論になったのかがわからなくなる。むしろ部会の数を増やすのではなく、この検討会の必要な開催回数を設けるということで、必要があれば部会をやることは結構だが、部会の数を増やすのは、議論としては建設的ではないのではないかと。

（高山議員）大きく4つの具体的な改革項目案があり、これを順番に検討していくのかと、これは第4回で決めることだが理解の仕方としてこれでいいのかという点。これだけの項目を順番にやった場合、他の検討課題を放置しておくというのでは、とてもじゃないが間に合わないと思う。同時並行的にこれらを検討するための情報なりデータをお互い共有できて、今はこの議論をしているけれどもこれについての各会派の考えもほぼ煮詰められつつある状況を作っていないと、真っ白な段階で、次これというやり方では到底結果も出ないし、いいものも出てこない気がする。

（守屋議員）論点を整理しないといけない。あれだけの数を全部すると思うのではなくて、恐らくその中から採用されるものと、もう既にこれはかける前に合意というものもあると思う。最初

から間に合わないといふ決めつけるのではなく、まずきっちりと整理してもらい、それから前に進めるようにしないと入り口論で大分時間がたっている。論点を整理しないと、どれだけのボリュームがあるかもわからない。

(金沢議員) 今も時間のことを言われたが、各会派から出された検討事項を精査してまとめたとしてもかなりのボリュームはあると思う。月1・2回では間に合わないという話はあるが、議論する時間をたっぷりとり、晩までかかってもしょうがないと腹をくくって徹底的に話をする、それであれば月1回か2回であっても十分に議論を尽くして——だから今日は時間がないとかそういうことではなくて、1日かけても夜までかかってもしっかり議論をすることが重要ではないかと思う。

(林議員) 時間とか中身とかは、そのときそのとき出てくる問題であると思う。あらかじめ時間が足りないという議論は余り意味がない。各会派でとりあえず出た案を叩き合いながら区別して時間をかけるところはかけないといけないうらうし、これはみんないけるといふのであれば即決したらいいと思う。

(あわはら議員) ボリュームが多いのは事実だと思ふ。ただ、各会派もかなり勉強もしてきて、ある程度、議会改革の中で中心的な議論になっているところは大体整理できると思ふ。そこについては、集中的に議論をして成案を得ていくと。24年6月上旬というのは1つのめどだが、例えそれを少し越えても、できる限りそれぞれから提案されたものについては議論を尽くしてちゃんとしたものを作る方がいいと思ふ。前から言っているようにどこかの会派が抜け駆けするとかではなくて、議会改革というものは二元代表制の議会のあり方を問うているわけだから、議会全体として改革をしていくということを見せることが重要。改革をすることによってこれだけ議会が変わったんだということを見せれば、それから2年・3年の中で議会改革というものが市民の目に見えていくということを見せろし、しっかりやるべきだと思ふ。したがって、たくさん回数をやってもいいし、時期も少し延ばしてもいいわけだから、テーマを設定してきちっと議論したらいいのではないか。

(安井座長) 座長として私見を述べることはできるだけ控えたいと思っているし、皆さんの意見を聞いてまとめていく役目だと思っているが、私の考え方としては、部会を増やしてということではなく、この場でしっかりと議論していく、しかも基本的な問題についてしっかりと議論する会にしていきたいと思っている。ただ、何をテーマにするかは、物すごく多岐にわたっているのでもまだ見えてこない。とりあえず、次は8月なので、それまでに精査してその上で回数を増やそうとか、1回について朝から晩までやろうとか、そういう議論をして、あるいは基本条例を作るのか作らないのか、そもそも論から始めればいitと思っている。これは個人的な意見だが、そういう形で進めさせていただいたらと思ふがよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

(安井座長) とりあえず8月まで時間をいただきたい。なお、学識経験者によるセミナー及び他都市への調査については、いただいた意見を踏まえ、座長一任と申すことによろしいか。

(あわはら議員) 他都市の調査だが、オブザーバーである私も行きたい。当然自費になると思ふが、参加させていただきたい。それと検討会の今後の進め方での要望だが、いつの段階になるかわからないが区切りのところで市民の意見を聞く場をぜひともこの中に付け加えていただきたい。

(安井座長) 調査・研究に行くときは、オブザーバーも一緒に自費でよいか。

(「異議なし」の声あり)

検討項目(案)(例示)で示された項目に関し、各会派から出された意見

(追加項目含む)

民主党

- ①議会基本条例の制定を大項目に、その下に「議会及び議員活動の在り方」とすべきではないか
- ②通年議会の実施(議会基本条例の制定の中で。市長専決処分が多い。)一年4回の定例会を通年とするか、半年で年2回の定例会とするか。
- ③郵送での陳情・請願の取り扱いについて
- ④議員の資質向上(研修会の開催。予算・会計に関する学習等)

自由民主党

- ①政務調査機能の強化(政務調査員の配置基準の見直し)
- ②管外調査活動の下限人数(最低2名)の見直し
- ③政務調査費の支給方法及び使途基準
- ④承認人事案件等について、議会の報告の在り方の再検討
- ⑤議会基本条例制定の是非(議論必要)
- ⑥傍聴者の不規則発言に対する議会としての適正な対応方法
- ⑦通年議会(なるべく専決処分をしない視点からも)
- ⑧土曜・日曜等の議会開催
- ⑨行政調査(常任委員会・特別委員会)の在り方
- ⑩議会棟内(例えば議員食堂等)スペースの各会派への再配分について
- ⑪発言時間(十分な確保)について
- ⑫(民意を反映した)議員定数について(削減でいいのか。)

公明党

- ①議会基本条例制定の是非(議論必要)
- ②(議員の)免責条項の規定について

日本共産党

- ①モニターテレビの配置(本会議、予算・決算特別委員会の審議)及び傍聴者による質疑の録音の許可
- ②本会議及び全委員会の中継もしくは録画放映(ケーブルテレビ)
- ③傍聴者配布資料の改善(議員配付資料と同様のもの)
- ④議事録の早期掲載(当該会議終了後、60日以内でのホームページ掲載)

- ⑤（本会議の）議員控室への音声放送の実施
- ⑥本会議等での質問時間の延長。答弁時間の質問時間からの分離
- ⑦常任委員会資料の1週間前配布
- ⑧当局説明，議員質問の説明補助具としての液晶プロジェクターの設置
- ⑨審議未了の請願について，本会議の委員長報告での審議経過の明示
- ⑩（請願者・陳情者の）口頭陳述での資料等の掲示説明の許可
- ⑪予算・決算特別委員会における大部局（保健福祉局，みなと総局，建設局，都市計画総局）の審査日程の拡大（2日間とする）
- ⑫外郭団体に関する特別委員会の審査対象の拡大（出資比率25%以上）
- ⑬担当部局のない請願・陳情の意見決定の改善（他の議案等を審議する前に）
- ⑭土曜・日曜の議会開催及び託児所の設置
- ⑮議員の海外視察の中止
- ⑯費用弁償の廃止
- ⑰市会運営委員会及び理事会の一般傍聴について
- ⑱出張時のグリーン車の廃止
- ⑲議員報酬の削減

みんなの党

- ①予算編成過程や議案の賛否を決する上で必要となる情報の開示
- ②本会議における質疑の在り方について，答弁時間の質問時間からの分離
- ③議会資料・調査資料の電子化（キーワード検索可能な電子化）
- ④議会の広報・広聴の活性化について，（項目）議会資料・調査資料・議案の賛否等議会情報の開示・共有，休日・夜間議会の開催，動画配信の拡大
- ⑤電子投票制度の導入
- ⑥議会の通年開催
- ⑦区政に対する議員の発言場所の確保
- ⑧投票日と任期開始日とのずれの是正
- ⑨議会基本条例の制定について，反問権・議員間討論・議会報告会の検討
- ⑩PDCAサイクルが回り続ける仕組み（検討結果の評価）
- ⑪コスト削減・費用対効果の視点
- ⑫IT化の促進，ICTの利活用

自民党神戸

- ①地方自治の確立について（現在は，政党の中でのアピールと大都市税財政制度確立委員会の場の2つに限られている。）－神戸市会としての活動ができないか。

新社会党

- ① 本会議における質疑の在り方について、少数会派・一人会派の質疑時間（最低でも 30 分）及び本会議 2 日間の在り方
- ② 一問一答，反問権の常任・特別委員会，予算・決算特別委員会への導入
- ③ 政策討論会・政策研究会等の設置（法定外合議体の設置）
- ④ 議会広報紙の充実（議員も入った編集体制）
- ⑤ 議会報告会の実施
- ⑥ 土曜・日曜・夜間の議会開催
- ⑦ 議会基本条例を大項目に
- ⑧ 議会基本条例について，議会の在り方（二元代表制）を規定
- ⑨ 議員の自由討議

住民投票☆市民力

- ① 市会だよりについて（議員も入った編集体制）
- ② 議会基本条例制定の是非（議論必要）
- ③ 質疑の在り方について（会派としての代表質疑と議員個人としての一般質疑）